

～東日本大震災から一年～

今回の震災では、浄水場・給水場は、耐震化の効果により直接的な被害は無く、稼働を続けることができましたが、液状化がひどかった湾岸埋め立て地域を中心に水道管の継ぎ手部分の抜け出しなどによる漏水が起こり、大規模な断水が発生しました。また、その後に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道水から放射性物質が検出されるなど、これまで、当局が経験したことの無い事態が起こりました。

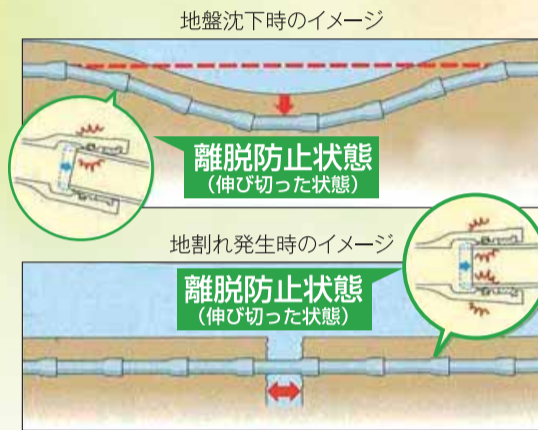
今回の県水だよりでは、復旧復興への主な取り組みと放射性物質への対応についてご報告します。



復旧復興への取り組み

(1) 工事の状況

●東日本大震災で被害を受けた管路や更新時期を迎える管路を中心に、今年度は全体で約130kmの耐震管を布設します。工事にあたっては、管路被害の教訓を踏まえ、東京湾岸地域における管路の耐震化を優先的に推進します。なお、この耐震管は、継ぎ手部分に抜け出しを防止する機能があり、地震や液状化などの地盤変動に対しても外れない構造となっています。



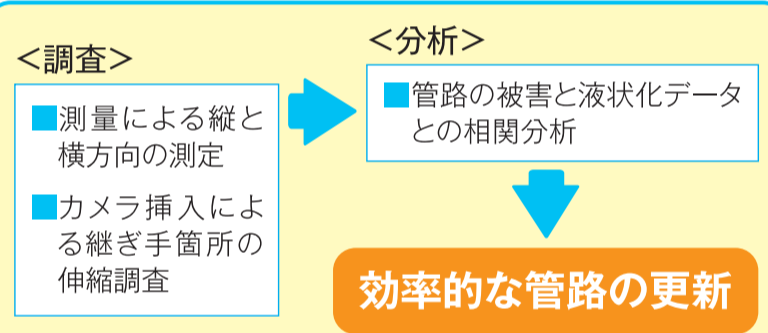
▲耐震管のしくみ



▲耐震管の埋設工事

(2) 液状化地盤における管路挙動の共同研究

●平成24年度から、民間管メーカー及び千葉県水道管工事協同組合と共同で、液状化地盤における管路の挙動について調査・分析を実施します。内容は、東日本大震災において、液状化により被害を受けた管路やその周辺管路について、継ぎ手箇所の変動状況を調査するとともに、液状化に関するデータとの相関を分析し、管路被害の評価手法について研究するものです。なお、研究結果については、東京湾岸地域における管路更新の優先順位の見直しに反映させてまいります。



放射性物質への対応

- 水道水中の放射性物質について、全浄水場で測定を行うとともに、その結果を当局ホームページで公表しています。放射性物質については、昨年4月16日以降「不検出」となっております。
- 現在、原水と水道水について定期的に測定していますが、本年4月1日から、水道水中の放射性セシウム(セシウム134と137の

合計)の基準値が200ベクレル/kg以下から10ベクレル/kg以下に強化されました。今後とも、原水及び水道水のモニタリングを行うとともに、適切な浄水処理を行い、安全で安心できる水道水をお届けしてまいります。

今後の取り組み

●今回の震災の経験を活かし、災害時における職員の活動体制の強化を図るとともに、給水区域内11市との連携に努めます。また、浄水場・給水場のバックアップ体制を整備し、災害時に他の水道事業体に水を融通してもらう体制を確保することや、施設の耐震化、水質管理のより一層の強化に努めてまいります。

水のくみ置きについて

- 災害への日頃の備えとして、水道水のくみ置きは最も簡単で効果的な方法です。家庭でできる防災対策として、**1人1日3リットル程度で3日分**の「水道水のくみ置き」をお願いします。

※塩素の殺菌効果は3日程度でなくなりますので、水を入れ替えてください。

「くみ置きの方法」⇒ 詳しくは



【問合せ先】 復旧復興関係:給水課配水施設室 TEL 043-211-8721
放射能関係:浄水課水質管理室 TEL 043-211-8673